

新宿区教育委員会會議録

令和 7 年第 1 1 回定例会

令 和 7 年 1 1 月 7 日

新宿区教育委員会

令和7年第1回新宿区教育委員会定例会

日 時 令和7年1月7日(金)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 3時25分

場 所 新宿区役所6階 第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

教 育 長	針 谷 弘 志	教育長職務代理者	鴨 川 明 子
委 員	年 綱 和 代	委 員	的 場 美 規 子
委 員	津 田 晃 男		

欠席者

委 員 古 笛 恵 子

説明のため出席した者の職氏名

次 長	遠 山 龍 多	中 央 図 書 館 長	山 本 秀 樹
教 育 調 整 課 長	徳 永 創	教 育 指 導 課 長	坂 元 龍 二
主 任 指 導 主 事	北 中 啓 勝	統 括 指 導 主 事	池 田 知
教 育 支 援 課 長	菊 地 ゆ み	統 括 指 導 主 事	辻 慎 二
学 校 運 営 課 長	高 橋 和 孝	文 化 觀 光 課 長	神 崎 章

書記

教 育 調 整 課 主 管	古 市 将 貴	教 育 調 整 課 理 係	大 原 颯 人
------------------	---------	------------------	---------

議事日程

議 案

- 日程第1 第54号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第2 第55号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正について
- 日程第3 第56号議案 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨時代理を執行した件に関する承認について
- 日程第4 第57号議案 令和7年度新宿区一般会計補正予算（第7号）（案）に関する意見について
- 日程第5 第58号議案 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第6 第59号議案 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第7 第60号議案 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第8 第61号議案 新宿区文化財保護審議会委員の委嘱について
- 日程第9 第62号議案 令和7年度 新宿区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和6年度分）報告書について

報 告

- 1 新宿区文化財調査員の委嘱について（文化観光課長）
- 2 第24期新宿区社会教育委員の会議「報告」について（教育支援課長）
- 3 令和6年度新宿区立女神湖高原学園指定管理者の管理業務に係る事業評価結果の報告について（教育支援課長）
- 4 新宿区立中学校の学校選択制度（令和8年度新入学者）の学力別状況及び抽選について（学校運営課長）
- 5 令和6年度新宿区立図書館指定管理者の管理業務に係る事業評価結果の報告について（中央図書館長）
- 6 「第六次 新宿区子ども読書活動推進計画」の数値目標の進捗について（中央図書館長）
- 7 令和7年度 新宿区立図書館を使った調べる学習コンクール 応募状況等について（中央図書館長）

8 その他

◎ 開 会

○教育長 ただいまから令和7年新宿区教育委員会第11回定例会を開会します。

本日の会議は、古笛委員が欠席しておりますが、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、鴨川教育長職務代理者にお願いいたします。

○鴨川委員 承知いたしました。

○教育長 まず初めに、新たに就任された委員を御紹介いたします。

10月16日をもちまして、星野 洋教育委員が任期満了により御退任されました。星野委員の御退任に伴い、令和7年第3回区議会定例会におきまして、津田晃男委員を新宿区教育委員会委員として任命することの同意があり、10月17日付で区長から任命を受けられました。任期は、令和11年10月16日までです。

それでは、ここで、津田委員からお一言、御挨拶をいただきたいと思います。

○津田委員 このたび、教育委員にならせていただきました津田晃男です。よろしくお願ひいたします。

○教育長 よろしくお願ひいたします。

それでは、ここで、委員の皆様の議席を確認させていただきます。

新宿区教育委員会会議規則第5条の規定に基づき、委員の議席は教育長が定めることになっております。本日、各委員がお座りの席を議席といたしますので、御確認をお願いいたします。

また、本日は、新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則第3条により補助執行している事務についての説明を受けるため、文化観光産業部文化観光課長に出席していただいております。

◎ 第54号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について

◎ 第55号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正について

◎ 第56号議案 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会

教育長が臨時代理を執行した件に関する承認について

- ◎ 第57号議案 令和7年度新宿区一般会計補正予算（第7号）（案）に関する意見について
- ◎ 第58号議案 公の施設の指定管理者の指定について
- ◎ 第59号議案 公の施設の指定管理者の指定について
- ◎ 第60号議案 公の施設の指定管理者の指定について
- ◎ 第61号議案 新宿区文化財保護審議会委員の委嘱について
- ◎ 第62号議案 令和7年度 新宿区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和6年度分）報告書について

○教育長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第54号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について」、「日程第2 第55号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正について」、「日程第3 第56号議案 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨時代理を執行した件に関する承認について」、「日程第4 第57号議案 令和7年度新宿区一般会計補正予算（第7号）（案）に関する意見について」、「日程第5 第58号議案以下、日程第7 第60号議案まで、公の施設の指定管理者の指定について」、「日程第8 第61号議案 新宿区文化財保護審議会委員の委嘱について」、「日程第9 第62号議案 令和7年度 新宿区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和6年度分）報告書について」を議題といたします。

本日の進行につきましては、日程第1 第54号議案及び日程第2 第55号議案について一括して説明を受け、審議を行います。

次に、日程第3 第56号議案について説明を受け、審議を行います。

次に、日程第4 第57号議案について説明を受け、審議を行います。

次に、日程第5 第58号議案から日程第7 第60号議案について一括して説明を受け、審議を行います。

次に、日程第8 第61号議案について説明を受け、審議を行います。

最後に、日程第9 第62号議案について説明を受け、審議を行います。

ここで、皆様にお諮りいたします。

第57号議案は、令和7年第4回区議会定例会で審議を予定している案件で、予算案として

議会に提案する前である本日の教育委員会においては、公開による審議の場合、具体的かつ自由な討論、質疑ができないおそれがありますので、非公開による審議としたいと思います。

第57号議案を非公開により審議することに御異議ございませんか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 御異議ございませんでしたので、第57号議案は非公開により審議するものといたします。

なお、この後の説明及び答弁については、着座にてお願ひいたします。

それでは、第54号議案及び第55号議案の説明を、教育調整課長からお願ひいたします。

○教育調整課長 それでは、「第54号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について」御説明いたします。

まず、第11回定例会議案概要を御覧ください。

本議案は、子育て部分休暇の導入に伴い、所要の改正を行うものです。

続いて、第54号議案を御覧いただきまして、1枚おめくりいただきますと、新旧の対照表がございます。3ページ目を御覧ください。改正内容といたしましては、第18条の2の2として、子育て部分休暇に係る規定を新設するものでございます。

まず、第18条の2の2第1項といたしまして、職員が小学生等の子を養育するため、1日の勤務時間の全部又は一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、子育て部分休暇を承認するものとすることを規定いたします。

第2項といたしまして、子育て部分休暇の期間等について、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める旨を規定いたします。

次に、附則でございます。

この条例は、令和8年4月1日から施行いたします。

それでは、議案の1ページ目にお戻りいただきまして、第54号議案の提案理由です。

子育て部分休暇の導入に伴い、所要の改正を行う必要があることから、条例の改正を申し出るためでございます。

続きまして、「第55号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正について」御説明いたします。

まず、議案概要を御覧ください。

本議案は、都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の

一部を改正する条例の施行に伴いまして、介護補償の額の改定を行うものです。

それでは、第55号議案を御覧いただきまして、1枚おめくりいただきますと、新旧対照表がございます。

改正内容といたしましては、介護補償について規定している第13条につきまして、介護補償の額の改定を行うものです。

第2項第1号では、現行17万7,950円が改正後には18万6,050円へ、8,100円の増。

第3号は、現行の8万8,980円が改正後には9万2,980円へ、4,000円の増とするものでございます。

次に、附則についてですが、施行期日は令和8年1月1日です。

なお、経過措置といたしまして、遡及適用日を令和7年11月1日としております。

また、改正前の条例により支給されている場合、その支給された介護補償は改正後も条例による介護補償の内扱とみなすと、規定しております。

それでは、議案の1ページ目にお戻りいただきまして、第55号議案の提案理由です。

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴い、介護補償の額を改定する必要があることから、条例の改正を申し出るためでございます。

以上、御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○教育長 説明が終わりました。第54号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

[発言する者なし]

○教育長 特に御意見、御質問がないようですので、討論及び質疑を終了します。

第54号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第54号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第55号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願ひいたします。

[発言する者なし]

○教育長 ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第55号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第55号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第56号議案の説明を教育調整課長からお願ひいたします。

○教育調整課長 それでは、「第56号議案 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨時代理を執行した件に関する承認について」御説明いたします。

第56号議案を1枚おめくりいただきまして、こちらが今回臨時代理の概要などを記載したものとなってございます。

本来、補正予算案など区長に対し教育委員会の意見を述べる事務につきましては、教育委員会の権限に属するものとして御審議いただく事案でありますが、さきの令和7年第3回新宿区議会定例会に提出されました令和7年度新宿区一般会計補正予算（第6号）中、歳出第10款教育費につきましては、教育委員会を開催するいとまがなかったため、教育長が臨時代理を執行し、補正予算（案）に異議がない旨の意見を述べたものでございます。

つきましては、新宿区教育委員会臨時代理に関する規則に基づき、本議案につき教育委員会の承認を受けるものでございます。

さらに1枚おめくりいただきますと、この補正予算の概要でございます。

今回補正を行ったのは1事業で、物価高騰対策として実施している私立の幼稚園に対する食材料費等の補助の期間の延長に伴い、経費を計上するものです。

では、事業概要を御説明いたします。

第6項幼稚園費、第2目幼稚園振興費、事業名、私立幼稚園緊急助成です。補正予算額は3万3,000円の増で、補正後の予算額は9万4,000円です。

なお、本事業は、都補助金の補助対象となっていることから、歳入についても併せて計上いたします。

以上、補正後の教育費全体で208億8,932万9,000円です。

それでは、議案の1枚目にお戻りいただきまして、第56号議案の提案理由です。

新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨時代理を執行した件に関して、新宿区教育委員会の臨時代理に関する規則第3条第1項の規定に基づき、教育委員会の承認を受ける必要があるためでございます。

以上、御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○教育長 説明が終わりました。第56号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

[発言する者なし]

○教育長 特に質問ないようですので、討論及び質疑を終了いたします。

第56号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第56号議案は、原案のとおり決定いたしました。

それでは、恐れ入りますが、傍聴人の方は議場より御退席をお願いいたします。

[傍聴人退席]

◎ 第58号議案 公の施設の指定管理者の指定について

◎ 第59号議案 公の施設の指定管理者の指定について

◎ 第60号議案 公の施設の指定管理者の指定について

○教育長 それでは、第58号議案から第60号議案の説明を教育調整課長からお願ひいたします。

○教育調整課長 それでは、第58号議案から第60号議案まで一括して御説明いたします。

まず、「第58号議案 公の施設の指定管理者の指定について」です。

第58号議案の裏面を御覧ください。

本件、新宿区立女神湖高原学園の指定管理についてでございます。施設の名称、位置については記載のとおりです。

指定する団体の名称は、信州リゾートサービス株式会社で、主たる事務所の所在地については、記載のとおりでございます。

指定の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までございます。

なお、今回の選定の経過等につきましては、この後、教育支援課長から御説明いたします。

○教育支援課長 議案書をおめくりいただきまして、第58号議案参考資料を御覧ください。

新宿区立女神湖高原学園の指定管理者の選定について御説明いたします。

新宿区立女神湖高原学園は、新宿区立女神湖高原学園条例第4条の規定により、その管理を指定管理者に行わせるものとしておりまして、平成17年度から指定管理者制度を導入いたしております。

令和7年度末をもちまして、第5期の指定管理期間が満了となるため、第6期の指定管理者を公募いたしました。

新宿区立女神湖高原学園指定管理者選定委員会により、第6期の指定管理者となるべき候補団体として、信州リゾートサービス株式会社を選定いたしました。

記書き以下、まず項番1番でございます。指定管理者候補団体でございます。

団体名は、信州リゾートサービス株式会社です。代表者、所在地は記載のとおりでございます。

2、指定管理期間（第6期）でございますが、令和8年4月1日から令和13年3月31日です。

3、選定評価経過でございます。

まず、募集期間でございますが、令和7年7月15日火曜日から令和7年8月18日月曜日まで行いました。

周知方法といたしましては、区公式ホームページ、区広報紙に掲載をいたしております。

それから、施設案内会及び現地説明会を令和7年8月1日に行いまして、1団体の参加があつたところでございます。

応募団体は、1団体でございました。

第1回の選定委員会を令和7年9月9日、記載の日時、場所で行ったところでございます。

第1段階評価として、書類評価を行っております。

内容といたしましては、選定評価基準及び評価方法等の確認、それから書類の評価を行つたところでございます。

恐れ入ります、裏面を御覧ください。

結果でございますが、600点満点中474点でございまして、得点率としましては79%でございました。6割以上の評価点を得たため、申請事業者を第1段階評価通過事業者として評価いたしました。

次に、第2回選定委員会を令和7年10月17日、記載の日時、場所で行ったところでございます。こちらにつきましては、公開プレゼンテーション及び質疑応答による評価を行っております。

内容といたしまして、第1段階評価通過団体によるプレゼンテーション、選定委員によ団体への質疑応答、指定管理者候補団体の選定を行っております。

結果といたしまして、1,500点満点中1,248点の得点がございましたので、得点率は83.2%でございました。6割以上の評価点を得たため、申請事業者を指定管理者候補団体として評価したところでございます。

4、選定委員会の構成でございますが、外部有識者2名、区立学校長2名、内部委員2名でございます。

5の選定評価結果を別紙につけさせていただいております。

恐れ入りますが、3ページを御覧ください。

こちらの3ページから4ページにつきましてが、第一段階、第二段階評価の評価基準を記載させていただいております。

続きまして、5ページをお願いいたします。

5ページに、第一段階、第二段階の評価結果を記載させていただいております。真ん中より少し下のほうになりますが、第一段階評価合計点（ア）として記載させていただいております。先ほど申し上げました600点中474点でございましてので、得点の割合は79%でございます。

それから、第二段階評価、合計（イ）のところに記載をさせていただいております。こちら474点。それから、2のところで価格見積額による評価、こちらが300点、それから第一段階評価の合計、全て合わせまして1,248点でございましたので、満点1,500点に対しまして、得点率が83.2%でございました。

恐れ入ります、おめくりいただきまして、6ページを御覧ください。

新宿区立女神湖高原学園指定管理者候補事業者選定評価理由でございます。

選定する候補事業者が信州リゾートサービス株式会社。第一段階評価では、①類似施設の管理運営実績について、②法人の状況について、③基本理念についてが評価されました。

理由といたしましては、類似する施設を多数運営している点、管理を安定して行う財務体质を備えている点、校外学習施設として、小・中学校の移動教室等を運営するに当たって、ふさわしい理念を持ち、熱意が感じられる点が挙げられました。

第二段階評価の公開プレゼンテーション及び質疑応答におきましては、①女神湖高原学園の管理運営に対するビジョンについて、②事業に対する熱意・創意工夫についてが評価されました。理由といたしましては、教育活動に精通しており熱意が感じられる点、事業について明確なポリシーを持っており、事業者として信頼できる点が挙げられました。

以上を総合的に評価した結果、新宿区立女神湖高原学園指定管理者候補事業者として選定するべきものと判断したというところでございます。

御説明、以上でございます。

○教育調整課長 それでは、第58号議案、議案文にお戻りいただきまして、提案理由でございます。

新宿区立女神湖高原学園の指定管理者の指定を行う必要があるためございます。

続きまして、第59号議案及び第60号議案の公の施設の指定管理者の指定について御説明い

いたします。

まず、第59号議案です。

議案の裏面を御覧ください。こちらは、新宿区立新宿歴史博物館の指定管理についてでございます。

施設の名称、位置については、記載のとおりです。

指定する団体の名称は、公益財団法人新宿未来創造財団で、主たる事務所の所在地は記載のとおりでございます。

指定期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日まででございます。

続きまして、第60号議案でございます。こちらも第60号議案の裏面を御覧ください。

新宿区立林芙美子記念館の指定管理についてでございます。

施設の名称、位置につきましては、記載のとおりです。

指定する団体の名称は、公益財団法人新宿未来創造財団で、主たる事務所の所在地は記載のとおりでございます。

指定期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日まででございます。

なお、第59号議案及び第60号議案の選定の経過等につきまして、この後、文化観光課長から御説明いたします。

○文化観光課長 それでは、新宿区立新宿歴史博物館及び林芙美子記念館の指定管理者となるべき団体の選定評価について御説明させていただきます。

議案の参考資料を御覧ください。

新宿区立新宿歴史博物館及び林芙美子記念館は、平成18年度から指定管理者制度を導入しており、第4期（令和3年度から令和7年度）の指定管理期間が今年度で満了となるものでございます。これに伴いまして、令和8年度から令和12年度までの5年間に指定管理者となるべき団体の選定に当たりまして、現在の指定管理者である公益財団法人新宿未来創造財団が候補団体としてふさわしいかを評価したものでございます。

1、施設名につきましては、記載のとおりでございます。

2の指定期間につきましては、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間です。

3、指定管理者候補団体は、公益財団法人新宿未来創造財団です。

4の指定管理者の募集方法につきましては、非公募方式によるものでございます。

5、非公募の理由でございます。

新宿歴史博物館及び林芙美子記念館の現在の指定管理者であります新宿未来創造財団は、

「歴史、文化、芸術、スポーツなどの生涯学習の機会を提供し、区民等の自発的な参画と相互交流を深めること」を目的として、区が設立した財団でございます。文化財の保存・継承や関連施設とのテーマを共有した協働企画展と、周辺施設との連携による集客イベントといったこれまでの実績やネットワークを活かして、今後も様々な事業展開を行うことで、効果的に新宿の歴史・文化資源を普及することが期待できることから、公募の方式によらず、非公募方式により選定手続を行うことといたしました。

6 の選定の経過につきましては、記載のとおりでございます。

裏面へお進みください。

7 、選定評価委員会の概要でございます。

(1) 開催日、(2) 会場は記載のとおりです。(3) の委員につきましては、外部委員3名、内部委員2名の合計5名で行っております。このうち、外部委員の内訳といたしましては有識者2名、区民代表1名でございます。(4) の方法につきましては、記載のとおりです。

(5) 選定の結果でございます。

表のアが新宿歴史博物館、イが林英美子記念館の評価結果でございます。

こちらの8つの選定基準と評価項目で行いました。委員評価につきましては記載のとおりでございまして、新宿歴史博物館につきましては、総合評価をAをいただきました委員が3名、Bが2名。林英美子記念館につきましては、総合評価Aが2名、Bが3名という結果でございました。

このため、両施設の指定管理者といたしまして、候補団体は期待できるという評価をされたものでございます。

説明は以上です。

○教育調整課長 それでは、議案文にお戻りいただきまして、提案理由でございます。

まず、第59号議案の提案理由は、新宿区立新宿歴史博物館の指定管理者の指定を行う必要があるため、第60号議案の提案理由は、新宿区立林英美子記念館の指定管理者の指定を行う必要があるためでございます。

以上、御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○教育長 説明が終わりました。初めに第58号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願ひいたします。

[発言する者なし]

○教育長 特に御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了します。

第58号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第58号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第59号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願ひいたします。

〔発言する者なし〕

○教育長 特に御意見、御質問がないようですので、討論及び質疑を終了します。

第59号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第59号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第60号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願ひします。

〔発言する者なし〕

○教育長 御意見、御質問がないようですので、討論及び質疑を終了します。

第60号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第60号議案は、原案のとおり決定いたしました。

◎ 第61号議案 新宿区文化財保護審議会委員の委嘱について

○教育長 次に、第61号議案の説明を教育調整課長からお願ひいたします。

○教育調整課長 それでは、「第61号議案 新宿区文化財保護審議会委員の委嘱について」御説明いたします。

本議案は、第21期の新宿区文化財保護審議委員が、令和7年11月30日をもって任期満了となることから、新たに第22期の委員を委嘱するものでございます。

委員の定数は10名で、委嘱の期間につきましては、令和7年12月1日から令和9年11月30日までとなっております。

委員の候補者につきましては、お手元の第61号議案3枚目の候補者名簿を御覧ください。

今回、候補者10名全員が現委員を再任するものでございます。

なお、詳細につきましては、この後、文化観光課長より御説明させていただきます。

○文化観光課長 それでは、「第61号議案 新宿区文化財保護審議会委員の委嘱について」御説明いたします。

文化財保護審議会は、新宿区文化財保護条例に基づき設置される附属機関でございまして、所掌事項は区指定文化財の指定及び解除、登録文化財の登録及び解除、その他教育委員会が必要と認める事項について、諮問された事項につきまして調査審議し、答申または意見を述べ、また、区地域文化財の認定及び解除について意見を述べるものでございます。

委員は10人以内で組織し、文化財に関し豊かな見識を有する方から、教育委員会が委嘱いたします。委員の任期は2年で再任を妨げません。現在の第21期委員は令和7年11月30日をもって任期満了となります。現在、審議継続中の案件等もあることから、10名全員を再任とし、第22期委員の候補者といたしました。

以下、候補者名簿に沿って御説明をさしあげます。名簿は50音順でございます。

最初に、稻木吉一委員です。女子美術大学名誉教授で、専門は彫刻史です。次に、遠藤廣昭委員です。駒澤大学非常勤講師で、専門は仏教史です。次に、小野良平委員です。立教大学観光学部教授で、記念物、特に名勝が専門です。次に、國 雄行委員です。東京都立大学人文社会学部教授で、専門は近代史です。次に、関沢まゆみ委員。国立歴史民俗博物館副館長で、民俗学、特に生活文化が専門です。次に、田沢裕賀委員。大分県立美術館館長、東京国立博物館特任研究員で、専門は絵画史です。次に、谷川章雄委員、早稲田大学名誉教授で、専門は考古学史跡です。次に、中谷礼仁委員、早稲田大学理工学術院教授で、専門は建築史です。次に、西脇 康委員、東京国立博物館客員研究員で、専門は近世史です。茂木 栄委員、國學院大學名誉教授で、民俗学、特に民俗芸能が専門でございます。

以上の10名の方々になります。

参考資料といたしまして、第21期の活動概要を添付いたしました。

説明は以上でございます。

○教育調整課長 それでは、議案文にお戻りいただきまして、第61号議案の提案理由です。

新宿区文化財保護条例第23条、第27条及び第28条に基づき、新宿区文化財保護審議会委員を委嘱する必要があるためでございます。

以上、御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○教育長 説明が終わりました。第61号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

[発言する者なし]

○教育長 特に御意見、御質問がないようですので、討論及び質疑を終了します。

第61号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第61号議案は、原案のとおり決定いたしました。

◎ 第62号議案 令和7年度 新宿区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和6年度分）報告書について

○教育長 次に、議案第62号議案の説明を教育調整課長からお願ひいたします。

○教育調整課長 それでは、「第62号議案 令和7年度 新宿区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和6年度分）報告書について」御説明いたします。

お手元の議案を1枚おめくりいただきますと、報告書がついております。そこからさらに2枚おめくりいただき、1ページとあるところを御覧いただければと思います。

第1の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価、それから第2の令和7年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針につきましては、例年と特に違いはございません。

次のページ、第3の点検及び評価会議の実施につきましては、8月8日に記載の学識経験者3名の方々より御意見を伺っております。

なお、内容につきましては、後ほど御紹介させていただきます。

次に、第4の令和6年度新宿区教育委員会の活動についてです。

教育委員会における主な審議や取組内容に関しましては、こちらのページから3ページにかけまして、記載のとおりとなっております。4ページからは、点検評価の対象となります教育ビジョンの概要をお載せしております。こちらの説明については、今回は省略させていただきたいと存じます。

9ページまでお進みください。このページから、教育ビジョンに掲げる個別事業の点検及び評価の内容となっています。次の10ページから61ページにかけまして、施策の1から施策の10まで全部で77の個別事業について、全ての取組状況等を掲載しているものでございます。個々の事業内容に関しましては説明を割愛させていただきますが、主な事業については学識経験者からそれぞれ御意見を頂戴しておりますので、御紹介させていただきたいと思ってございます。

それでは、62ページまでお進みいただけますでしょうか。

ここから72ページにかけまして、4つの主な評価対象事業に関する学識経験者からの御指

摘や御意見とともに、それに対する教育委員会の対応・判断を載せているものでございますが、時間の都合もございますので、取組の方向性ごとに主立ったものをそれぞれ1つずつ御紹介させていただきます。

最初に62ページ、（1）子ども一人ひとりの学びの保証についてです。

こちらの対象となっている事業は、全部で5事業です。ここでは、4、ICTを活用した教育の充実についてから、1つ御説明いたします。2つ目の枠を御覧ください。左欄が学識経験者からの御意見です。

メディアリテラシー教育等の充実や、家庭でのタブレット端末の扱い方についての啓発等、ICTを中心しながら、多面的な教育活動をどう推進するかが重要だと思う。

また、協働学習等でのタブレット端末活用の好事例を、学校での研修会や巡回指導を通して他の学校に広めることができると、全体のレベルが上がっていくのではないかとの御意見を頂戴したものでございます。

それに対する教育委員会の対応です。

教育委員会ではICT環境のハード面の充実と並行して、ICTを活用した授業改善について研修等を通して推進してきました。

タブレット端末の導入から5年目を迎える、各校における授業改善は少しづつ進み、授業の組立てや単元構成を工夫する教員が増えてます。また、ICT支援員による学校巡回時の活用事例紹介や、参考事例の区共有サイトへの掲載を通じ、好事例の共有に努めています。

子どもたちがタブレット端末を主体的に活用していくことは、教育委員会でも重要なことであると認識しています。引き続き、研修や各校におけるOJTの充実に努め、各教員が学びを深めることの本質を理解し、ICTを活用した授業改善を進めることができるように支援してまいりますとしているものでございます。

続きまして、64ページをお開きください。

（2）地域ぐるみの学校安全・学校防災対策の推進についてでございます。

こちらは、2つの事業が対象になっております。ここでは、このページの1つ目の枠の学識経験者からの御意見を御紹介してまいりたいと思います。

アプリ導入により、防犯・防災等の情報が保護者に伝わるのは大変良い。アプリにより不審者情報等を学校関係者だけでなく、学童クラブや地域協働学校運営協議会委員等、広く区民に伝えられると、地域の方々が子どもの見守りをする上で、より効果的になると思う。

また、学校では、地震発生時に教育委員会の指示を仰ぐ暇がなく、校長判断で全て対応せ

ざるを得ない場面があり、校長の資質や判断能力が大変求められる。各学校がその学校ならではの防災対応ができるよう、教育委員会が広い視点からいろいろなケースに応じたアドバイスを行い、校長がそれを活かして、いざというときの学校ごとの判断について各学校の防災計画の中に位置づけていけると良いとの御意見を頂戴したものでございます。

これに対する教育委員会の対応といたしましては、右欄でございますけれども、一斉連絡システム（アプリ）の導入により、保護者にとって必要な情報をいち早くお知らせできるようになりました。このアプリでは、遅刻・欠席連絡等を行うことができる保護者チャネルのほかに、地域協働学校、PTA等の地域の学校関係者が利用できる一般チャネルも設定できるようになっており、各校の運用状況に応じて情報発信できる仕組みを整えています。

また、教育委員会では、「新宿区立学校危機管理マニュアル」を作成し、震災時における区立学校の応急活動態勢等を記載しております。各学校では、学校安全計画を定め、子どもたちへの安全教育を行うとともに、学校危機管理マニュアル等を活用し、各学校の状況に応じた校内研修や訓練を計画的に実施し、震災時における校長を含めた全教員の対応力向上に努めているところです。

今後も、学校防災連絡会や校園長会等を通じて、学校現場の意見を取り入れながら、学校危機管理マニュアルの見直しを随時行い、学校が災害時に迅速かつ適切に対応できるよう継続的に支援してまいりますとしているものでございます。

続きまして、3つ目の御紹介は66ページです。

いじめ等の防止と不登校児童・生徒への支援についてでございます。

こちらの対象事業は、全部で5つございます。ここでは、52、不登校児童・生徒への支援について、学識経験者の御意見を1つ御紹介してまいりたいと思います。

2つ目の枠を御覧ください。左欄です。

不登校の問題は要因も様々で大変難しい。各家庭が孤立化している状況がある中で、不登校児童・生徒の保護者が直接話し合える座談会の開催等、教育委員会が手を差し伸べる取組は大変素晴らしい。今後も取組を継続するとともに、子どもの参加者増に向けて働きかけられると良い。

東京都のメタバースや教育相談、スクールソーシャルワーカーの活用やタブレット端末を利用した家庭への情報提供も含め、多方面から手を差し伸べてほしいとの意見を頂戴したものであり、それに対する教育委員会の対応といたしましては、不登校児童・生徒への支援については、引き続き学校に登校するという結果のみを目標とするのではなく、児童・生徒が

自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指すことができるよう多様な教育機会の確保に努めてまいります。

また、多様な教育機会検討担当者連絡会、専門家による研修会の実施等により、教員の理解啓発を図り、不登校のきっかけや継続理由に応じて適切な働きかけができるよう、支援していきますとしているところでございます。

続きまして、68ページをお開きいただけますでしょうか。

(4) 教職員の勤務環境の改善等についてでございます。

ここでの対象事業は4つございますけれども、このうち71、教員の働き方の意識改革等についての学識経験者からの御意見を1つ御説明してまいりたいと思います。

このページ一番下の枠を御覧ください。

スクール・サポート・スタッフの配置等、人的充実がすばらしく、働き方改革の成果につながっていると思う。一方、配置職員が多いことで、子ども一人ひとりの困り感といった問題が見えにくくなる場合がある点は課題である。

小学校の教科担任制については、働き方改革につながるだけでなく、専門性が問われる教科の教材研究の特化や、複数の教員による指導で子どもを多面的に見られるという利点がある。1つの切り口として推進してほしいとの御意見を頂戴したものでございます。

それに対する教育委員会の対応といたしましては、令和6年度から配置を開始した教員の事務を補佐するスクール・サポート・スタッフや副担任相当の業務を行うエデュケーション・アシスタントについては、教員の負担軽減につながっています。今後も会計年度任用職員等の配置スタッフを効果的に活用することで、教員の負担軽減と子どもたちへのきめ細やかな対応につなげてまいります。また、指導に当たっては、担任教員と配置スタッフが子どもたち一人ひとりの困り感や課題を把握し、適切な対応につなげており、引き続き指導方針等の共有を丁寧に進めてまいります。

教科担任制については、「複数の教員が児童の指導に当たることで、多面的な児童理解が進んだ」「個々の専門性を生かすことができている」等の効果が各校から報告されています。また、子どもたちからも「自分のことをよく知ってくれている先生が増えてうれしい」といった声が寄せられております。今後も、各校が教科担任制の利点を生かすことができるよう支援を続けてまいりますとしているものでございます。

70ページから72ページに関しましては、主な評価対象事業以外の事業についても、記載のとおり御意見を頂戴しておりますが、本日、説明のほうは割愛させていただきます。

続きまして、それぞれの学識経験者の先生方から、総括的な御意見を頂戴しておりますので、それらを御紹介させていただきます。73ページをお開きください。

初めに、藤井千恵子先生からの御意見です。

次期学習指導要領の改訂に向けた動きが進む中で、教員が現行の学習指導要領の課題や、その解決策を見出すためのリフレクションに主体的に取り組むことが求められる。教育委員会がその取組を支援し、次期学習指導要領を待つ受動的な教員ではなく、意識改革ができる力を持つ教員を育ててほしい。

学校が自校の外に目を向けることがなかなか難しい状況がある中で、教育委員会が広い視点から各校の課題を洗い出し、学校を取り巻く多階層的な課題の解決に向けたアドバイスを行うとともに、教育委員会と他部局や関係機関との密な連携により、多面的なフォローアップ体制を構築することが必要である。

新宿区の特色や各学校の地域性について、異動してきた教員への周知を徹底し、学校と子ども、教育委員会、区全体が結びつけられるような体制を構築していただきたい。新宿区の学校教育が素晴らしいものとなるよう願っているというものです。

続きまして、仲田康一先生からの御意見でございます。

多くの事業においてＩＣＴの活用が進展する一方で、外国では、デジタル一辺倒の取組から、リアルな人と人とのふれあいに回帰する脱デジタルの動きもある。実体験に裏打ちされこそ、子どもたちへの指導も行き通るため、今後は体験的な学習等の取組の価値が再度見直されていくのではないか。

教育委員会が他部局と連携して、外国籍や障害のある方、不登校等の様々な困難を抱える子どもや家庭への支援を行えていることは非常に素晴らしい、これを発展させていってほしい。同時に、こうした支援を必要とする方に対するアンコンシャス・バイアスには注意が必要であり、研修等を通して直接子どもたちに関わる存在である教員からこうした偏見を取り払うとともに、教員も様々な問題への見識を持って関わっていけるようにすることを目指してほしい。

今後は、部局間連携で発生した問題に対応するだけでなく、問題の発生を抑制し、積極的な解決に向けて動きだす姿勢をつくることができるよう、教員にも働きかけることが必要である。新宿区の先進的な取組のさらなる発展を願っているというものです。

1枚おめくりいただきまして、74ページでございます。

長田和義先生からの意見でございます。

点検・評価においては、目標設定とその達成に向けた具体的取組、取組の客観的指標による評価という、良いサイクルが確実に定着している。

現在も各事業において、児童・生徒や保護者、教員といった多方面へのアプローチが行われているが、引き続き様々な部署が包括的に連携して課題の対象者を広く捉え、総合的なアプローチを行う視点を持ち続けてほしい。また、事業の展開に当たっては、区に蓄積された様々なデータをエビデンスとして有効に活用しながら取組を進めてほしい。

情報の発信、広報方法については、現在の社会の状況を捉え、情報の受け手の立場に立った見直しが求められる。リーフレットを中心とした従前の周知方法に加え、動画配信サービス等を活用した情報発信を行うなど、複数のチャンネルを用意することで、より広い対象者に情報を届けるとともに、新宿区の取組を理解してもらえる機会となることを期待する。

以上が、総括的な御意見として3人の学識経験者の方々から頂戴したものでございます。

最後に、75ページですが、本報告書のまとめでございます。

1つ目の丸印が令和6年度の取組の進捗状況や成果の総括について、2つ目の丸印は、新宿区版G I G Aスクール構想に基づくタブレット端末の活用について、3つ目では、学校の安全・安心、4つ目は不登校児童・生徒への支援について、5つ目は教員の働き方改革について、そして6つ目の丸印は、本報告書の締めくくりをそれぞれ記載のとおりまとめているところでございます。

それでは、議案の1枚目にお戻りいただきまして、第62号議案の提案理由です。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成する必要があるためございます。

大変長くなりましたが、説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○教育長 説明が終わりました。第62号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

私が質問ですが、教員の働き方改革に関連して、昨日のニュースで、東京都教育委員会が保護者から教員へのカスタマーハラスメントを防ぐため、面談や電話対応のルールを整理したガイドライン骨子案を公表しました。感想などありましたら、お願いしたいと思います。

○教育調整課長 私も報道で東京都の動きについては目にしたところでございます。

現在、新宿区において教員の働き方改革については、これまでも議論を重ね、報告書をま

とめているところでございますが、その内容をいろいろ照らし合わせながら、今後の対応については検討してまいりたいと思っているところでございます。

○教育長 ありがとうございました。

もう一点私からですけれども、仲田先生からデジタル一辺倒の取組から回帰して脱デジタルの動きもあるという総括的な意見いただいたところです。一方でこの先、デジタル教科書が採用されてくると想定しておりますが、デジタル一辺倒になるのか、紙の教科書と両方使いながらということになるのか、どのようにお考えか御意見をいただければと思います。

○教育指導課長 デジタルの活用、ＩＣＴ機器の活用については、国でも学習指導要領の中で、情報活用能力は学習をする上で基盤となる能力であると示しております。情報機器をうまく使いこなし、自分の考えを形成したり、協働的な学びをする上でも必要なものだと捉えております。

ただ、懸念もございまして、メディア視聴による健康被害も言われておりますので、ＩＣＴ機器、それから、デジタルと紙をバランスよくハイブリッドで、教科書も含めて効果的な使い方をしていきたいと考えております。

○教育長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問、いかがでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了します。

第62号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第62号議案は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事を終了します。

◆ 報告1 新宿区文化財調査員の委嘱について

○教育長 次に、事務局から報告を受けます。

まず、報告1について説明を受け、質疑を行います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○文化観光課長 それでは、私から第22期新宿区文化財調査員の委嘱について御報告いたします。

資料を御覧ください。

文化財調査員は、新宿区文化財保護条例施行規則に基づき、設置されるものでございまして、文化財保護審議会の所掌事項について、基礎的調査を行うものでございます。

調査員は10名以内で組織し、文化財に関し、豊かな見識を有する方から教育委員会が委嘱いたします。

任期は2年で、再任を妨げません。

第21期の調査員は、本年9月30日をもって任期満了となったため、10月1日付で第22期調査員を委嘱いたしました。

なお、継続調査中の案件もあったことから、10名全員を再任といたしました。

資料5番に、第22期の調査員名簿を記載してございます。順に御説明をいたします。名簿は、50音順でございます。

最初に石神裕之調査員。京都芸術大学芸術学部教授で、専門は歴史考古学です。

次に、井上裕一調査員。神奈川大学非常勤講師で、専門は日本考古学です。

次に、及川将基調査員。東京大学史料編纂所学術支援専門職員で、専門は近世史です。

次に、及川祥平調査員。成城大学文芸学部准教授で、専門は民俗学です。

次に、大木真徳調査員。青山学院大学コミュニティ人間科学部准教授で、専門は社会教育学です。

次に、加藤弘子調査員。都留文科大学、多摩美術大学非常勤講師で、専門は絵画史です。

次に、小林裕子調査員。京都橘大学文学部教授で、専門は彫刻史です。

次に、関根仁調査員。広域財団法人渋沢栄一記念財団 渋沢資料館学芸員で、専門は近代史です。

次に、廣瀬良文調査員。駒澤大学非常勤講師で、専門は仏教史です。

次に、山岸吉弘調査員。日本大学工学部専任講師で、専門は建築史です。

以上、10名の方々になります。

報告は以上でございます。

○教育長 説明が終わりました。報告1について、御意見、御質問のある方は、お願ひいたします。

特によろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 御意見、御質問はないようですので、討論及び質疑を終了します。

それでは、ここで文化観光課長には御退席いただきます。ありがとうございました。

[文化観光課長退席]

- ◆ 報告 2 第24期新宿区社会教育委員の会議「報告」について
- ◆ 報告 3 令和6年度新宿区立女神湖高原学園指定管理者の管理業務に係る事業評価結果の報告について
- ◆ 報告 4 新宿区立中学校の学校選択制度（令和8年度新入学者）の学校別状況及び抽選について
- ◆ 報告 5 令和6年度新宿区立図書館指定管理者の管理業務に係る事業評価結果の報告について
- ◆ 報告 6 「第六次 新宿区子ども読書活動推進計画」の数値目標の進捗について
- ◆ 報告 7 令和7年度 新宿区立図書館を使った調べる学習コンクール 応募状況等について

○教育長 引き続き、事務局から報告を受けます。

報告2から報告7まで一括して説明を受け、質疑を行います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○教育支援課長 それでは、第24期新宿区社会教育委員の会議「報告」について、御説明いたします。

新宿区社会教育委員の会議より、第24期の報告がございましたので、下記のとおり報告するものでございます。

まず、1、会議の目的でございます。

社会教育行政の充実を図るため、社会教育に関する調査研究などを行い、教育委員会に助言をすることでございます。

2、社会教育委員、委員の数でございます。委員数でございますが、10名でございます。

委員の構成でございますが、学校教育関係者2名、社会教育関係者2名、家庭教育の向上に資する活動者3名、学識経験者3名でございます。

3、会議の内容でございます。

まず、任期でございますが、令和6年4月5日から令和8年4月4日までございまして、討議のテーマが「一人ひとりの子どもが豊かに学べる教育環境づくり」、こちら視点を3つに分けて議論をしていただいておりまして、視点1、家庭環境にかかわらず豊かに学べる教

育環境づくり、視点2、外国籍の子どもへのサポート体制について、視点3、特別な配慮が必要な子どもについての支援。

4、報告書を別添のとおりつけさせていただいております。

5、今後の日程でございますが、11月28日の文教子ども家庭委員会へ報告する予定でございます。

御報告は以上でございます。

続きまして、報告の3に移らせていただきます。

令和6年度新宿区立女神湖高原学園指定管理者の管理業務に係る事業評価結果の報告をさせていただきます。

1、事業評価の目的でございます。

指定管理者が実施した令和6年度の管理業務について、協定書等に基づき適正に行われたか、また、施設の設置目的に沿って適正に運営し、施設利用者へのサービス向上がなされたかなどの点から検証することを目的としております。

なお、評価は公正を期するため、第三者の目の評価を行い、評価結果は今後の管理業務に反映し、より良いサービスを提供するため、指定管理者に通知をいたします。

2、評価対象でございます。

施設名、新宿区立女神湖高原学園、指定管理者、信州リゾートサービス株式会社でございます。

3、事業評価委員会の構成でございます。

全部で6名でございまして、外部委員2名、内部委員4名です。内訳は記載のとおりでございます。

4、事業評価委員会の開催内容でございますが、開催日時、令和7年8月22日に記載の日時で、場所といたしましては、新宿区立女神湖高原学園で行っております。

内容でございますが、施設の見学、試食会、事業説明、ヒアリング、質疑応答、意見交換、各委員による評価、施設所管課による各委員の評価の取りまとめを行っております。

5、評価の結果でございますが、個別評価1から5につきまして、それぞれ評価点を記載させていただいておりまして、総合評価が3.3でございます。裏面を御覧いただきますと、評価結果の対応表を記載させていただいております。

一番左のところに総合評価として書かせていただいておりまして、上から2つ目の2.5以上3.5未満に今回は該当することから、全体評価としては3、評語としては良ということに

なります。

事業評価の詳細につきましては、別添の令和6年度新宿区女神湖高原学園指定管理者の管理業務に係る事業評価結果に載せさせていただいております。こちらの別添の6ページから7ページをお開けいただければと存じます。

個別の評価を記載させていただきおりまして、7ページの下の部分に、総合所見を記載させていただいております。

区立小・中学校の移動教室においては、自然体験活動への助言、食事、入浴、施設利用に関するサポート等、学校から多様な要望について適切な対応が行われています。引き続き、児童・生徒が学園での活動を快適に過ごせるよう、支援をお願いします。

一般利用者は3,989人、前年度比113.0%（前年度は3,529人）となり、アンケート結果からも利用者満足度の高いサービスの提供を続けていることは評価できます。

物価高騰の影響が大きい中でも、利用者の満足度を低下させることなく、本社の協力を得ながら、安定した職員体制で運営できており、施設の保守点検や維持管理も適切に行われています。

施設の開設から30年が経過し、老朽化が目立ち始めています。引き続き、安全な施設管理を求めます。

各評価委員の総合評価の平均は3.3となり、評価基準に基づき、全体評価は「3（良）」と評価します。業務要求水準書等で求められる水準を超えて良好であると認められます。

今後とも、より高いレベルでのサービス提供が行われるよう期待しますと評価をさせていただいております。

恐れ入りますが、報告資料にお戻りいただきまして、項番6番、今後のスケジュールでございます。11月12日の文教子ども家庭委員会へ報告をさせていただきまして、11月下旬に指定管理者へ評価結果を通知するとともに、ホームページで公表させていただきます。

御報告、以上でございます。

○学校運営課長 続きまして、報告4、新宿区立中学校の学校選択制度（令和8年度新入学者）の学校別状況及び抽選について御報告させていただきます。

1番、新宿区立中学校の学校選択制度（令和8年度新入学者）の学校別状況及び抽選についてでございます。

1枚おめくりください。別紙でございます。

9月5日の教育委員会にて御報告させていただきましたとおり、令和8年度新中学校1年

生から、35人での学級編制となります。そのため、各学校では35人ごとに1クラスを編制することとして、受入可能生徒数を設定しているものでございます。

それでは、1の抽選実施の判断について御説明させていただきます。

通学区域からの入学予想数【A】と選択希望者数【C】の合算が受入可能生徒数を超える学校は、抽選を実施いたします。

入学予想数【A】は、通学区域の生徒数から、国私立学校等の進学見込み数、転出予想数を差し引いた後、学校選択の兄姉優先入学者数、転入者が入学した場合の学級編制の影響等を勘案し、算出してございます。

2番の抽選対象校でございます。

今回につきましては、枠の中、黄色で色づけをさせていただいた牛込第三中学校、西早稲田中学校、落合中学校の3校について、抽選を実施いたします。

参考でございますが、昨年度は牛込第三中学校、西早稲田中学校の2校が抽選となってございます。

なお、選択希望者のうち現在2年生以下の兄姉が在学している方は、優先して入学ができます。具体的に、牛込第三中学校を例として御説明をさせていただきます。

当該中学校の受入可能生徒数は140人でございます。また、10月31日現在の通学区域の生徒数は238人です。その中で通学区域からの入学予想数【A】が94人ですので、通学区域外からの受入可能数【B】は46人となります。受入可能数46人に対し、選択希望者数【C】が67人いらっしゃいますので、当選数が46人、補欠数が21人という算出になります。

恐れ入ります。1枚お戻りいただきまして、報告資料の2でございます。その他事項でございます。

抽選日でございますが、令和7年11月14日金曜日午前9時から正午まで、抽選場所は新宿区役所の本庁舎6階第4委員会室にて実施をいたします。

なお、抽選結果は郵送にてお知らせをする予定となってございます。

説明は以上です。

○中央図書館長 続きまして、報告の5、令和6年度新宿区立図書館指定管理者の管理業務に係る事業評価結果の報告についてでございます。

事業評価の目的につきましては、先ほどの女神湖と同様でございまして、評価結果につきましては、今後の管理業務に反映し、より良いサービスを提供するため、公表及び指定管理者に通知するものでございます。

評価対象につきましては、（1）四谷図書館から（9）下落合図書館まで、全ての地域館となってございます。

3番目の事業評価委員会の構成ですけれども、外部委員3名、内部委員1名で記載のとおりでございます。

2ページを御覧ください。

事業評価委員会の開催内容でございますけれども、5月30日の金曜日に第1回としまして、評価項目・評価基準等についての協議・決定を行いました。第2回から第4回につきましては、それぞれの地域館の現地視察を行いまして、第5回から第7回までがそれぞれの館からヒアリングを行いまして、8回目で評価点・評価所見の協議を行ったというものでございます。

5番の評価結果でございますけれども、四谷図書館につきましては、総合評価が2.5で全体評価が3、鶴巻図書館が総合評価が2.3で全体評価が2、西落合図書館が総合評価が3.0で全体評価が3、戸山図書館が総合評価が3.0で全体評価が3、北新宿図書館が総合評価が2.0で全体評価が2、中町図書館につきましては、総合評価が2.8で全体評価が3、角筈図書館につきましては、総合評価が3.0で全体評価が3、大久保図書館につきましては、総合評価が3.0で全体評価が3、下落合図書館が総合評価が3.0で全体評価が3というものでございます。

昨年度は、全ての図書館の全体評価は3でしたが、令和6年度から指定管理が変わった鶴巻図書館と北新宿図書館については、2（適当）となってございます。

その次のページでございます、今後のスケジュールでございますが、本日、教育委員会に報告を行いまして、来週12日に文教子ども家庭委員会に報告した後に、11月下旬には指定管理者へ評価結果を報告するとともに、図書館ホームページで公表するものでございます。

事業評価結果の冊子を御覧ください。1ページ目の事業評価の目的、導入の経緯、Ⅲ評価の概要、それが4ページまで記載がございまして、5ページ目からはそれぞれの図書館の施設の概要を記載してございます。

14ページからが評価結果ということになってございます。15ページからがそれぞれの館の評価となってございます。

全部を説明すると時間が足りませんので、四谷図書館の総合所見から一部抜粋して紹介をさせていただきたいと思います。

まず、四谷図書館ですけれども、総合所見の1行目、四谷図書館は地域館として最大規模

で、環境にも恵まれていることから、新たな利用者も増えています。利用者は多様であり、より様々なニーズへの対応が必要とされる中、周辺の地域住民や地域特性を意識した蔵書構成やイベント企画が行われるとともに、当館の特徴である「多言語多読」や多文化共生にも力を入れるなど総合的なサービスを展開しており、前向きな取組が評価できますという評価でございました。

続きまして、16ページ、こちら鶴巻図書館でございます。

総合所見欄の1行目からでございますけれども、指定管理1年目で、これまでの他機関との連携を引き継ぐなど、サービスの維持に注力していた点が評価できます。

令和6年9月に当館創立50周年を迎えたことで、地域に密着した行事、展示、記念品の作成などを行っており、当館への愛着をさらに深めてもらおうという意気込みが感じられます。積極的な情報発信により図書館の活動が今後さらに広く知られていくことを期待します。

続きまして、西落合図書館でございます。

職員体制がしっかりとしており、サービスも適切に実施され、地域との間にうまく関係が構築できている図書館であると評価できます。他区との境に近い住宅地に所在する特性を踏まえ、地域住民や地域施設と連携して図書館業務及び提案事業を安定的に実施しています。今後はさらなる情報発信の多様化や書籍の充実を期待します。また、他区図書館との連携も図れると望ましいと考えますというものでございました。

次のページ、戸山図書館でございます。

職員について、一時的に欠員が出ましたが、運営が滞らないよう補いました。

障害者サービス、高齢者サービスなど適切に実施しており、充実したサービスが行われると感じます。特に、障害者サービスについては、様々な先進的な試み、外部の機関との連携などが高く評価できます。しかし、アンケート結果により、視覚障害者等サービスの拠点館であることはまだまだ知られてないため、さらなる周知が必要ですという御意見でございました。

その次のページ、北新宿図書館でございます。

新宿区の図書館については、初年度の指定管理者としての運営であったため、多様な背景を持つ利用者からの様々な意見が寄せられ、状況の分析を行うことに時間がかかったかと思います。その分析を活かし、次年度以降のサービスの発展を期待します。子ども、高齢者、外国人など多様な利用者に対してサービスが行き届くようにしていくことも心掛けてくださいとの御意見でございました。

20ページは、中町図書館でございます。

地域の中に自らを位置づけ、地域とともに歩もうとしていることがうかがえます。地域のイベントにも積極的に参加するなど、地域図書館の存在意義を見出していることは評価できます。

複合施設の地下1階にある小規模な図書館であり、バリアフリーや閲覧室への不満もありますが、貸出数が多く、地域住民に利用されています。アンケート調査では、職員の対応についての利用者満足度は高くなっています。蔵書・資料の満足度はやや低いですが、限られたスペースの中で蔵書構成の見直しに取り組んでいますとの評価でございました。

次に、角筈図書館でございます。

令和6年度は多様なイベントを行い、参加者の数も増えてきたことは評価できます。地域住民向け、ビジネス支援希望者向け、子ども向けのイベントがバランスよく行われています。今後、Y.A.向けのイベントなどへも広げていくことを期待します。

近隣小学校の校舎増築や近隣マンションの建設により、周辺人口の増加が見込まれています。再開発が進み子育て世帯が増加していることを踏まえ、集客やイベントを実施している点が評価できます。「ビジネス」と「児童」の二本柱がより強固なものとなり、来館者数が増加していくことを期待しますというものでございました。

続きまして、大久保図書館でございます。

外国籍の住民が多いという大久保地域の特性を踏まえて、多文化共生事業に貢献しており、今後も地域貢献を継続するよう期待します。外国籍の利用者のために、外国語のパンフレット（ごみの出し方、消費者トラブルへの対応等）が設置されており、生活支援の場としての役割も果たしている点も高く評価できますというものでございました。

次に、下落合図書館でございます。

社会的な動向を意識した企画イベントや蔵書の構成に努めており、利用者アンケートでも高い評価を得ています。適切にイベントを実施し、特に高齢化社会への対応を見据えたイベントやY.A.向けのものなど、図書館の潜在利用者への働きかけを目指したイベントも行われました。また、近隣の小・中学校やへ福祉施設と連携して講座を実施し、地域住民の交流が深まる効果がありましたとの評価でございました。

24ページ、25ページは要綱になってございまして、26ページは評価委員名簿、27ページは事業実績を載せさせていただいてございます。

指定管理の事業評価結果の報告については、以上でございます。

続きまして、報告の6、「第六次 新宿区子ども読書活動推進計画」の数値目標の進捗についてでございます。

子ども読書活動推進計画は、平成13年12月に施行された「子ども読書活動の推進に関する法律」に基づき、各自治体が子どもの読書活動の基盤整備及び支援の計画的な推進に向け策定する法定計画でございます。新宿区におきましては、令和6年度から9年度までを計画期間とする「第六次新宿区子ども読書活動推進計画」に基づき取組を進めてきたところでございますが、事業の効果的な推進を図る進行管理の指標として定めた数値目標について、令和6年度の状況がまとめましたので、報告をさせていただくものでございます。

まず、（1）の子どもへの貸出冊数でございます。

①としましては、個人貸出冊数でございます。令和4年度時点といいますのが、この「第六次新宿区子ども読書活動推進計画」をつくった時点での数になってございまして、右端の欄には令和9年度の目標値がございます。令和6年度の実績値については記載のとおりでございますが、小学生以下中学生については、令和4年度時点よりも若干下がっており、高校生等につきましてはほぼ同じですけれども、若干上がっている状況でございました。

②につきましては、利用登録者1人当たりの個人貸出冊数でございます。こちらは令和4年度時点からかなり冊数が減っている結果でございました。

③の区立図書館団体貸出冊数でございますが、こちらも令和4年度よりも下がっている状況でございました。

次のページ、お願いします。

（2）絵本でふれあう子育て支援事業の読み聞かせ参加率でございます。こちらは、まず一番左側ですが、平成30年度時点となってございます。令和4年度時点で読み聞かせは再開しましたが、全く数が読めないというところがございましたので、コロナ前の平成30年度時点での数値を記載させていただいております。

令和6年度実績値については、47%でございました。

また、令和6年4月から保健センターでの読み聞かせを再開しましたが、3～4か月児健診時に絵本の配布、産婦歯科健診・育児相談時に読み聞かせを行うことに変わってございましたので、その影響もあると考えてございます。

（3）としまして、自主的に1日30分以上放課後等や家庭で本を読む小学生の割合でございますけれども、こちらについては令和6年度の実績値は棒となってございます。下のほうの注意書きでございますけれども、文部科学省の「全国学力・学習状況調査」における新宿

区の数値：小学校6年生対象を記載する予定でございましたが、令和6年度は該当の設問がなかったために、「児童・生徒の学校図書館活用及び読書活動等に関する調査報告書」（令和7年2月 教育支援課）で行ったものでございます。その中で、「この1か月に朝読書の時間ではないときに本を読みましたか？読んでいる途中でもよいです。」の調査結果を参考値として括弧書きで下のほうに82.3%と記載させていただいたものでございます。

(4) の区立図書館を利用したことのある中高生の割合でございますが、次回のアンケートにつきましては、「第七次 新宿区子ども読書活動推進計画」策定時に実施する予定でございますので、来年度に調査を行う予定でございます。

(5) でございますけれども、読み聞かせ活動を行うサポーターの人数でございますが、まず、図書館サポーターで読み聞かせをしている人数は98人でございました。区立図書館以外の場所で読み聞かせを行ったことがある方という方が38人という結果でございました。

今後のスケジュールでございますけれども、来週の12日に文教子ども家庭委員会に報告した後に、12月11日に新宿区立図書館運営協議会で報告させていただく予定となってございます。

続きまして、報告の7、令和7年度 新宿区立図書館を使った調べる学習コンクール 応募状況等についてでございます。

こちら記書きからでございます。

調べる学習コンクール（地域コンクール）の応募状況でございますが、地域コンクールの概要でございます。

主催、対象は記載のとおりでございまして、審査につきましては、各校の担当図書館で審査後、合同審査会で館長賞・優秀賞・奨励賞を選出したものでございます。

表彰については、11月23日日曜日に表彰式を開催し、館長賞と優秀賞の作品を表彰するものでございます。

(2) 地域コンクール参加校・応募数でございますが、令和7年度につきましては、小学校が32校、中学校が8、高校が6、合計で46、応募数につきましては、小学校が989、中学校が738、高校が296で、合計が2,023でございました。

(3) 審査結果。こちら合同審査会での審査結果でございますけれども、令和7年度の館長賞は19、優秀賞が11、奨励賞が158、合計で188、こちら館長賞と優秀賞を全国コンクールのほうに出品させていただきますので、出品数は30点でございます。

次のページをお願いいたします。

今後のスケジュールでございますが、11月23日に四谷区民ホールで表彰式を行います。11月に館長賞・優秀賞を全国コンクールに出品いたしまして、その結果につきましては、来年の令和8年1月14日、ホームページに掲載されるというものでございます。それを受けまして、令和8年1月～2月に受賞作品の報告を校園長会、教育委員会、文教子ども家庭委員会に報告をさせていただきまして、令和8年3月には例年どおり作品集を作成して配布する予定でございます。

その次のページにつきましては、学校別応募数を参考としてつけさせていただいているものと、その次のページには館長賞の受賞者リスト、その次のページが優秀賞の受賞者リストを参考につけさせていただきました。

報告は以上です。

○教育長 説明が終わりました。それでは、順番に質疑をしていきたいと思います。

初めに、報告2について、御意見、御質問のある方はお願いいいたします。

[発言する者なし]

○教育長 特にないようですので、討論及び質疑を終了します。

次に、報告3について、御意見、御質問のある方はお願いいいたします。

[発言する者なし]

○教育長 特に御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了します。

次に、報告4について、御意見、御質問のある方はお願ひをいたします。

[発言する者なし]

○教育長 特に御意見、御質問がないようですので、討論及び質疑を終了します。

次に、報告5について、御意見、御質問のある方はお願ひをいたします。

○的場委員 事業評価結果の16ページに、鶴巻図書館の評価の中でレファレンスについて指摘がございまして、司書の方々がレファレンスサービスの認知度を周知させていくというこの課題は、鶴巻図書館に限らず、どの図書館でも必要であると思っております。今後、このサービスについて何かお考えなどございましたら、お聞かせください。

○中央図書館長 レファレンスにつきましては、区民の皆様の認知度は低いと認識しております。まず、図書館がどんなところかということを知つてもらう必要があると考えてございます。そのためには、今まで広報等は行っておりますが、力を入れていかなくてはいけないと考えております。

レファレンスにつきましては、区役所の様々な部署からでも、レファレンス対応をするこ

とをアピールしていますが、そういうところからの問合せもありないという状況がございますので、再周知をしていかなくてはいけないと考えているところでございます。

○的場委員 ぜひ今後もその利用者に寄り添った情報提供やサポートをしていただければと思っております。ありがとうございます。

○教育長 ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

次に、報告 6 について、御意見、御質問のある方はお願いいいたします。

○年綱委員 令和 4 年度に比べて令和 6 年度の貸出数が減っているということについて、何か考えられる原因というのはありますか。

○中央図書館長 貸出数は減っているのですが、利用者数は増えている状況です。そのため、一度に複数の本を借りることがなくなってきたことは捉えているところでございます。

○年綱委員 分かりました。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○鴨川委員 教育委員会でノーメディアデーを推進していますが、ノーメディアデーを推進しつつスクリーンタイムを減らすときに、本ができるだけ読むようにすることは一つの方策になると思うのですが、何か試みをされていましたら教えていただければと思います。

○中央図書館長 ノーメディアデーを対象とした試みは特にやってございませんが、図書館から新刊を含めた今月のお勧めの本の紹介を各学校にさせていただいております。また、教育支援課にも御協力いただいて、学校からいつでも見ることができる校務イントラにもお勧めの本を掲載させていただいております。こちらを積極的に活用していただきたいと考えているところでございます。

○鴨川委員 ありがとうございます。

○教育長 ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了します。

次に、報告 7 について御意見、御質問のある方はお願いいいたします。

[発言する者なし]

○教育長 特に御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

◆ 報告 8 その他

○教育長 次に、報告 8、その他ですが、事務局から報告事項がございますでしょうか。

○教育調整課長 特にございません。

◎ 閉　　会

○教育長 以上で報告事項を終了し、本日の教育委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後 3時25分閉会